

地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品は、下記の地場産品基準の各号いずれかに該当する必要があります。

これに該当しない場合は、いかなる品物もふるさと納税の返礼品として取り扱うことはできません。

なお、ふるさと納税の返礼品として取り扱いを開始するためには、洲本市による事前審査を通過したうえで、総務省による審査をクリアする必要があります。

【地場産品基準】

1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ※当該工程を行うことにより「価値の過半が生じている」と言えるかどうかについては、原則として総務大臣の定める標準的な付加価値の算出方法(価格ベース)により算出した値が0.5を超えていることにつき、当該返礼品等の製造等を行う者により証明(令和8年9月30日までに地方団体がその証明事項を一覧で公表)されているかどうかにより判断。
3号イ (熟成肉)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
3号イ (精米)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
3号ロ (企画立案)	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。 ※当該返礼品等を製造している地方団体では当該返礼品等が提供されていないこと。
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。))の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。